

令和6年11月20日

農研機構は、2024年11月20日付けで、以下のとおり指名停止措置を行いました。

1 指名停止の措置事業者

- (1) 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地  
三井住友海上火災保険株式会社
- (2) 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号  
損害保険ジャパン株式会社
- (3) 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (4) 東京都千代田区大手町二丁目6番4号  
東京海上日動火災保険株式会社
- (5) 東京都中央区日本橋二丁目2番16号  
共立株式会社

2 指名停止の期間

令和6年11月20日から令和7年2月19日まで（3ヵ月）

3 指名停止の措置対象地域

全地域

4 指名停止の理由

保険契約者・発注者が行った損害保険契約に関し、令和6年10月31日、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして同法第7条第2項及び第7条の2第1項の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令（共立株式会社は排除措置命令のみ）を受けており、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則（平成21年4月1日21細則第26号）の別表第1第7項に該当するため。